

## 補助金概要調書

補助金名	米子市鳥取県西部地震被災者向け復興住宅資金利子補給金			
所管部課	建設部建築住宅課 (TEL 23 - 5267(直通))			
補助対象者	<p>次に掲げる条件をすべて満たす者とする。</p> <p>1 公庫等との間で締結した住宅資金の借受けに係る金銭消費貸借契約に基づき、現に返済を行っていること。</p> <p>2 金銭消費貸借契約の契約日において、旧米子市又は旧西伯郡淀江町に住所を有していたこと。</p> <p>3 県要綱(鳥取県西部地震被災者向け復興住宅資金利子補給金交付要綱)の定めるところによる利子補給金の交付を受けていた者であって、県利子補給金交付期間を満了していること。</p>			
補助開始年度	平成19年度			
交付目的	平成12年鳥取県西部地震により自らの居住する住宅に被害を受けた者が公庫等から借り受けた住宅資金に係る利子負担を軽減し、被災住宅の早期復旧と被災者の居住の安定を図ることを目的として交付する。			
補助金額と過去の補助実績( )は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	( - )千円 ( - )千円	( - )千円 ( - )千円	( 383 )千円 ( 383 )千円	( 14,960 )千円 ( 14,960 )千円
補助事業の内容	補助対象者が行う住宅資金に係る利子の公庫等への支払			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	15,000 千円		
	内補助対象経費	14,960 千円		
	補助対象経費の内訳	借入金返済利子 14,960 千円		
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	<p>交付対象期間(県利子補給金交付期間満了日の翌日から4年を経過する日まで。ただし、借り受けた住宅資金の残債の全額について繰上返済を行ったときは、繰上返済日まで)において、補助対象者が公庫等に支払った利子(延滞により加算されたものを除く。)の額(金銭消費貸借契約に定める貸付利率が年2.1パーセントを超える場合にあっては、当該貸付利率を年2.1パーセントとして計算して得た額)の合計額に相当する額とする。</p>		
	限度額	無		
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ( )	
	国県等協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	利子補給することにより、住宅資金に係る利子負担を軽減し、被災住宅の早期復旧と被災者の居住の安定を図ることができる。			
終期の設定(例外を適用する場合にはその理由等)	すべての補助対象者の利子補給が終了するまで			
その他参考事項(過去の見直しの経過等)	県が行う6年間の利子補給終了後、市がこの制度を引き継ぎ、4年間の利子補給を行うこととなった。			